

掛川市告示第 6 号

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成29年 2 月28日から 2 週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月28日

掛川市長 松 井 三 郎

市 道 認 定 路 線 表

NO	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	久根ノ内山崎線	葛川字山崎468-23	葛川字山崎468-19	
2	岩井寺後沢線	子隣字檜坂27-11	岩井寺字後沢638-1	
3	大谷 3 号線	五明字大谷593-3	五明字大谷589	
4	石塚南支線	中1022-1	中1023-1	